

人・自然・動物との共生 みたか123規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、人・自然・動物との共生 みたか123(読み ワンツースリー)略称みたか123と称し事務所を東京都三鷹市に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、動物の愛護及び管理に関する法律の下、三鷹地区およびその周辺地域に居住する市民と共に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による生活環境の保全上の支障を防止しながら、社会における生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、下記の事業を行う。

- 1, 飼い主不明猫の保護を目的とした餌付けに関する事項。
- 2, 飼い主不明猫のみだりな繁殖の防止に関する事項。
- 3, 飼い主不明猫の里親探しのための捕獲に関する事項。
- 4, 飼い主不明猫への不適切な給餌行為の防止に関する事項。
- 5, 動物の飼育可能な住民の促進に関する事項。
- 6, 同一目的を有する他団体との連携協力に関する事項。
- 7, 共通の目的達成のための運動に関する事項。
- 8, 争議の指導・応援に関する事項。
- 9, 地方自治への協力要請に関する事項。

第3章 組織(構成)および機関

第4条 本会は、第2章の目的および事業に賛同する三鷹地区およびその周辺に居住する人による会員により構成する。

第5条 本会に下記の機関を置く。

- 1, 大会
- 2, 役員会

第6条 大会は、1年1回以上行うものとする。構成員の過半数の出席もしくは、委任状によって成立し、出席者の過半数により議決する。大会付議決事項は、下記のとおりとする。

尚、大会不成立の場合は、本規約第6条1項から7項まで暫定的に運用する。

- 1, 年度の活動報告および方針。
- 2, 年度の予算および決算。
- 3, 役員の選出および解任。
- 4, 規約の改廃。
- 5, 規約に基づいた、別則の報告。
- 6, 重要財産の処分。
- 7, その他、役員会での決議により、大会での提案となる事項。

第7条 役員会は代表が召集し、本会の運営を行うものとする。役員の構成は、代表、副代表、会計長とする。

第8条 財務管理は1年1回以上行うものとする。

第4章 役員

第9条 本会に会員資格の中から、下記の役員を置く。

- 1, 代表:1人
- 2, 副代表:1人
- 3, 会計長:1人

第10条 役員の選出は、大会で行う。

第11条 役員の任務

- 1, 代表は、本会を統括し代表する。
- 2, 副代表は、代表を補佐し、代表が事故ある時は、代行する。
- 3, 会計長は、会計を担当とする。

第12条 役員の任期は、1年とし、大会から大会までとする。尚、再選については、認めるものとする。

第13条 役員に欠員が生じた時には、代表一任とし、役員会の承諾をもって、補充とする。

第5章 会計

第14条 収入および会計年度

- 1, 本会の収入は、会費、寄付、その他とする。
- 2, 会計年度は2月1日より翌年1月31日とする。

第15条 会費

- 1, 会費は、大会にて、決定する。
- 2, 既に納入した会費は、返さない。
- 3, 大会にて会計報告をする。

第6章 加入と脱退および除名

第16条 本会に加入しようとする人は、規定の加入申込書により申込みをし年会費を納める。

第17条 本会より脱退する場合は、規定の脱退申込書により申込む。

第18条 本規約を尊守しない人は、役員会の決定により、除名とする。この場合、納入済みの会費の返金は行わない。